

## 補助金調書

補助金名	公益財団法人九州大学学術研究都市推進機構事業費補助金			担当課 (連絡先)	経済観光文化局創業推進部創業課 (TEL 711-4637)
交付先	団体	公益財団法人九州大学学術研究都市推進機構		区分	その他の補助金
交付先決定方法	非公募	(公募の場合) 公募時期			
(公募の場合) 応募要件					
(非公募の場合) 非公募の理由	当該補助事業を実施し、補助目的である「九州大学学術研究都市構想」の推進を達成し得る団体が限定されているもの。				
補助開始年度	平成16	年度	経過年数	23	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	(公財)九州大学学術研究都市推進機構(以下、「推進機構」という。)は、九州大学の移転を契機とした「新しい学術研究都市」の形成に向け、地元経済界、九州大学、福岡県、福岡市及び周辺自治体等から成る九州大学学術研究都市推進協議会において策定した「九州大学学術研究都市構想」を推進するため、平成16年度に産学官(地元経済界、九州大学、福岡県、福岡市、糸島市)の連携により設立された団体であり、当該補助金は、構想の実現に向けた機構の事業実施に必要な経費を補助するもの。				
補助金の終期	10	年度	延長回数	3	回
終期を延長する理由	補助対象事業者である推進機構は、産学官との協働による各種事業を通じ、知的拠点形成を目的とした学術研究都市づくりのために設立された団体であり、九州大学が平成30年度に移転完了した後も、引き続き学術研究都市づくりを行うこととなっている。このことから、当該補助により、推進機構の円滑な運営を図る必要がある。				
交付対象経費及び補助金の算定方法等	その他	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 補助の対象となる経費は、推進機構の事業の実施に必要な経費とし、補助金の額は、市長が予算の範囲内で認める額とする。補助対象事業は以下のとおり。 (1) 広報活動事業 (2) 研究開発支援事業 (3) 産学連携交流支援事業 (4) 立地支援事業 (5) その他必要な事業			
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】				
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件	1 件	1 件	1 件	
	17,995 千円	18,110 千円	17,775 千円	17,548 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	(1) 広報活動事業 ・展示会への出展 ・国等への要望活動 など (2) 研究開発支援事業 ・九州大学の最先端研究プロジェクトに係るワークショップ等の開催 など (3) 産学連携交流支援事業 ・地域交流イベントの開催 など (4) 研究機関等の立地支援事業 ・企業訪問や視察対応 など				
補助金交付 による効果	推進機構に補助金を交付することにより、産学官それぞれが持つノウハウを一体的に機能させつつ、九州大学の研究者との密な連携による研究プロジェクト支援や伊都キャンパスを中心とするエリアに特化した企業誘致などの専門的な業務に機動的かつ柔軟に取り組むことが可能となる。				

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。